

令和4年6月 日

播磨町教育委員会 様

播磨町学校給食審議会

会長 福本 恭子

## 答 申 書 (案)

令和3年6月21日付け諮問第1号「学校給食の実施に関する重要な事項について」のうち「学校給食の申込方法について」に関して審議した結果、別添のとおり答申します。

## 別 添

諮問第1号

「学校給食の実施に関する重要な事項について」（令和3年6月21日諮問）のうち  
「学校給食の申込方法について」

## 1 答申内容

### (答申の本旨)

この度、学校給食の実施に関する重要な事項として、学校給食の申込方法について諮問を受け、本審議会において審議した結果、「定型約款の合意」を採用すべきとの結論に至りましたので、次のとおり附帯意見を添えて答申いたします。

### (答申に至った経緯)

播磨町において学校給食法(昭和29年法律第160号)等の関係法令に基づき実施される学校給食については、教育活動の一環として行われている側面もあり、学校給食制度の主旨に鑑みれば、本来、学校給食の提供を受ける側に「食べる」「食べない」の選択権はないものと考えられます。

他方、学校給食費の徴収管理上の疑義について(昭和33年4月9日付け委管77号文部省管理局長通達)により示されている文部科学省(旧文部省)の見解によると、町と保護者等との権利義務の関係性は私法上の関係にあるとされており、当該見解に基づき、社会通念上の解釈に照らして考えれば、契約の当事者双方の合意が得られている事実を書面等により明らかにしておくことが望ましいと認められます。

しかしながら、学校給食制度の性質上、個々人の都合に応じた個別の条件設定が可能とは言い難く、また学校給食そのものは、今般、町が検討している学校給食費の公会計化を実現するまでもなく過去から連綿と実施されてきた事実があることから、その手続きに関して、従来との在り様と今後の在り様とが大きく異なる場合、保護者等の困惑を招きかねないものと推察されます。

これらの実情を総合的に勘案して本審議会において審議した結果、本町における学校給食の申込方法は、「定型約款の合意(保護者等が何らかの形で合意の意思を表示することで町が定めた学校給食のルール全体に合意したとみなす契約方式)」を採用することが好ましいとの判断に至りました。

## 2 附帯意見

上記答申に加え、附帯意見として以下の内容について要望します。

- ・ 学校給食の申込方法は、可能な限り従来との在り様から変化の少ないものとしてください。
- ・ 契約内容が変更される場合においては、変更内容が分かる形で、事前の周知を徹底してください。
- ・ 万が一、保護者等の手続きに不備があった場合であっても、子どもたちに不利益が及ばない対応を検討してください。

以上、答申します。